

商工建設常任委員会会議録

令和4年4月26日

場 所 第5委員会室

令和4年4月26日(火曜日)

午前9時59分開会

審査・調査事項

- 商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査
- その他報告事項
 - ・東九州メディカルバレー構想特区計画について
 - ・油津港港湾計画の一部変更について

出席委員(7人)

委員	長	西村	賢
副委員	長	山内	佳菜子
委員		坂口	博美
委員		二見	康之
委員		山下	寿
委員		重松	幸次郎
委員		来住	一人

欠席委員(1人)

委員		野崎	幸士
----	--	----	----

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

労働委員会事務局

事務局	長	内野	浩一朗
調整審査課	長	川野	宏

商工観光労働部

商工観光労働部	長	横山	浩文
商工観光労働部	次長	米良	勝也
企業立地推進局	長	平山	文春
観光経済交流局	長	山下	栄次
商工政策課	長	高橋	智彦

経営金融支援室	長	島田	浩二
企業振興課	長	佐々木	史郎
食品・メディカル産業推進室	長	阿萬	慎治
雇用労働政策課	長	児玉	珠美
企業立地課	長	松浦	好子
観光推進課	長	海野	由憲
スポーツランド推進室	長	那須	隆輝
オールみやざき営業課	長	吉田	秀樹
工業技術センター	所長	大衛	正直
食品開発センター	所長	平川	良子
県立産業技術専門校	長	有村	隆

県土整備部

県土整備部	長	西田	員敏
県土整備部	次長 (総括)	日高	正勝
県土整備部	次長 (道路・河川・港湾担当)	原口	耕治
県土整備部	次長 (都市計画・建築担当)	境	光郎
高速道対策局	局長	廣松	新
管理課	長	井上	大輔
用地対策課	長	鍋島	宏三
技術企画課	長	中原	学
工事検査課	長	斉藤	幸男
道路建設課	長	加行	孝
道路保全課	長	東	和俊
河川課	長	山浦	弘志
ダム対策監		山田	清朗
砂防課	長	行田	明生
港湾課	長	松山	英雄
空港・ポートセールス対策監		岩切	靖考
都市計画課	長	黒木	正行
美しい宮崎づくり推進室	長	迫	節夫

建築住宅課長 巢山昌博
営繕課長 金子倫和
設備室長 中武英俊
高速道対策局次長 伊福隆徳

事務局職員出席者

議事課主任主事 木村 結
議事課主任主事 山本 聡

○西村委員長 ただいまから商工建設常任委員会を開会いたします。

まず、委員席の決定についてであります。現在お座りの席のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、本日の委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、委員会の運営方法についてであります。執行部入替えの際は、委員長会議確認事項のとおり、10分程度の休憩を設けることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前9時59分休憩

午前10時0分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

先般の臨時会におきまして、私ども8名が商工建設常任委員会委員に選任されたところであります。

私は、このたび委員長に選任されました日向市選出の西村でございます。一言御挨拶を申し上げます。

労働委員会の皆様方には、日頃より、県勢発展、また労働争議等の解決に御尽力いただきましてありがとうございます。今年1年間、皆様方と共に問題の解決等を進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、委員の紹介をいたします。

まず、私の隣が宮崎市選出の山内副委員長でございます。

次に、向かって左側になります。児湯郡選出の坂口委員でございます。

児湯郡選出の山下委員でございます。

続きまして、右側になります。都城市選出の二見委員でございます。

宮崎市選出の重松委員でございます。

都城市選出の来住委員でございます。

なお、本日、宮崎市選出の野崎委員は所用で欠席をしております。

次に、書記の紹介をいたします。

正書記の木村主任主事でございます。

副書記の山本主任主事でございます。

次に、事務局長の御挨拶、幹部職員の紹介並びに所管業務の概要説明をお願いいたします。

○内野労働委員会事務局長 おはようございます。労働委員会事務局の内野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様には、労働委員会の業務につきまして、日頃から御理解いただいております。厚くお礼を申し上げます。今後とも、労使紛争を解決するための専門機関としてしっかりとそ

の役割を果たせるよう、職員一同頑張っておりますので、引き続き御指導のほどよろしくお願いいたします。

それでは、座って説明させていただきます。

まず、幹部職員の紹介をさせていただきます。

お手元の委員会資料の1ページをお開きください。

調整審査課長の川野宏でございます。

次に、資料の2ページを御覧ください。

1の労働委員会の構成であります。

労働委員会は、公益委員、労働者委員、使用者委員の三者から構成される合議制の執行機関でございます。委員の数は公・労・使それぞれ5名ずつの計15名となっております。

委員の任命方法であります。労働者委員は労働組合からの推薦、使用者委員は使用者団体からの推薦に基づいて、また公益委員は、労働者委員と使用者委員の同意を得て、いずれも知事が任命することになっております。

任期は2年となっており、現在の委員につきましては、ここに記載の名簿のとおりでございます。令和5年の8月19日までが任期となっております。

次に、3ページをお開きください。

2の事務局であります。1課1担当で、10名の体制となっております。

その下、3の令和4年度予算は1億28万7,000円で、内訳は職員費が6,772万7,000円、委員会運営費が3,256万円となっております。

4ページを御覧ください。

4の業務概要についてであります。

(1)の主な業務内容にありますとおり、労働委員会は、労働組合法や労働関係調整法などの法律に基づきまして、主に①から③の業務を行っております。

まず、①の不当労働行為の審査であります。

これは、労働組合等から使用者側の不利益取扱いや団体交渉拒否などといった不当労働行為に対する救済申立てがあった場合に、調査や審問など審査を行い、救済命令などを発するものでございます。

②の労使紛争解決のあっせん等ではありますが、(ア)の集団的労使紛争は、労働組合と使用者との間に生じた紛争について、労働委員会が両者の間に入りまして、あっせんなどの方法により解決を図るというものでございます。

(イ)の個別的労使紛争は、労働者個人と使用者との間に生じた紛争について、同様に労働委員会が間に入り、あっせんにより解決を図るというものでございます。

次に、③の労働相談であります。

これは、労働者と使用者との間の労働条件など労働関係に関する様々な相談を受け付けまして、必要な情報の提供や助言を行うというものでございます。

なお、相談の内容によりましては、先ほど申し上げましたあっせんの制度を活用して、解決に努めているところでございます。

次に、(2)の事件数等の推移についてであります。

新規に申請等があった事件数及び労働相談件数をまとめたものですが、表の一番下、令和3年度におきましては、不当労働行為審査件数が1件、個別的労使紛争あっせん事件が3件、労働相談件数が609件となっております。集団的労使紛争あっせん事件はございませんでした。

近年は、労働組合の組織率の低下もあって、労働組合と使用者とのいわゆる集団的な労使紛争の事件は少なくなる一方で、雇用形態の多様化や働き方改革の推進、各種ハラスメントの間

題等から、個々の労働者と使用者との個別的な労使紛争や労働相談件数が大きく増加する傾向にあります。

なお、労働相談の件数でございますが、10年ほど前は100件程度で推移していたところですが、ここ数年は500件から600件程度まで増加しておりまして、令和3年度は過去最高の件数となっております。

私からの説明は以上でございます。

○西村委員長 執行部の説明が終わりましたが、質疑はありませんか。

○来住委員 労働相談というのかなり広いのかなと思うんですけども、例えば賃金だとか、幾つかに分けていらっしゃるのでしょうか。

○川野調整審査課長 労働相談の案件でございますが、今、パワハラといやがらせが一番多うございます。2番目が退職に関するもので、今、人手不足でございますので、引き止めがあったりとか、そういうものが大体多うございます。

○来住委員 いやがらせとかが全体に占める割合はどのくらいなんですか。

○川野調整審査課長 パワハラ・いやがらせは、令和3年度が180件、全体で16.9%になっております。退職関係が127件で、全体の11.9%になっております。

○来住委員 ありがとうございます。

○山下委員 この委員を見ますといろいろな労働組合から入っているようなんですが、組合に加入してない中小零細企業の社員でも相談に応じてもらえるんですか。

○川野調整審査課長 組合員等に関係なく、一般の労働者の方が御相談いただけるということになっております。

○山下委員 こういう組織があるということ、一般の方は知っていらっしゃるのでしょうか。

○川野調整審査課長 そこは私どももかなり力を入れて広報活動をやっております。

まず、メディア等を使いまして、10月は個別労使紛争月間と銘打ってやったりとか、労働相談の月を設定いたしまして相談を集中的にやったりとか、メディア露出も踏まえて広報活動をやっているところでございます。

○山下委員 労働基準監督署に相談に行くという話はよく聞くけれども、こういう組織があるとは私自身も知らなかったものですから。よろしいです。

○坂口委員 元年度から3年度までの労働相談の件数の多さ、この裏にはコロナの感染拡大あたりとの連動とか、何か相関みたいなのがありますか。

○川野調整審査課長 労働相談の中のコロナでございますが、やはり昨年度から多うございまして、昨年度のほうが多いんですが、今年は39件ほどになっております。

労働相談内容につきましては、コロナ関係ですかとお尋ねをいたしますが、お答えいただかない方もいらっしゃいますので、39件以上あるかもしれないと思っております。

○内野労働委員会事務局長 今の補足ですけども、この資料の表にありますとおり、令和元年度が515件と、500件を超えているんですが、コロナの前の平成30年度も511件ございまして、平成29年度が308件ということで、徐々に右肩上がりだったのが、ここ4年ほどは500件から600件ほどで推移しておりますので、必ずしもコロナによって数字が格段に上がったということではございませんけれども、コロナの相談も出てきているという状況でございます。

○二見委員 ちょっと突っ込んだ話になってしまっていますが、これはあくまで1紛争1相談と

いうカウントの仕方なんですか。例えば、この場合、解決できない案件とかもあつたりするんですけども、延べ回数になっている——もしくは紛争が起こっても1回でちゃんと改善がなされているのか。まだ継続して同じところから来ているのか、そこ辺はどうでしょうか。

○川野調整審査課長 おっしゃるように、解決できない部分で再度ということもございます。

私どもには指導監督権がございませんので、必要に応じて労働基準監督署とか、指導監督権を持ってるところに御案内をさせていただいております。

○二見委員 ということは、再度来るといふことはないわけですね。

○川野調整審査課長 再度来るといふこともございます。それでまた御提案していくという作業もしております。

○二見委員 そういったところが継続的にあるとしたら、監督権のあるなしは関係なしに、相談に乗っている以上は、あっせん業務をやっているわけですから、ただ労働基準監督署に投げればいいということではないと思うんです。

先ほど、労働委員会というところの広報活動もされているというお話がありましたけれども、その中で労使間紛争のいろんな問題点だったり、認識の在り方、そういったものも含めてちゃんと広報啓発をされていらっしゃるのかなとちょっと疑問に思ったところです。

やっぱりまず、この労働委員会が持っている情報というのをしっかりまとめて、出していただくことが大事なんじゃないかなと思って。そういったところの取組はどうなんでしょうか。

○川野調整審査課長 おっしゃるように、私どもは広報活動でこの相談窓口の存在を一生懸命周知したいと思っております。また、出前講座

とかもやっております、そういう中でも相談窓口の広報をやっていきたくて思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○二見委員 ですから、その前にまず、ここに来る相談内容の集計、総括をしなければならないと思うんです。先ほど答えがあつたように、繰り返し来るところもあるし、そこら辺をまずは内部できちんとまとめた上で対応を考えていかなければ、同じことの繰り返しで、その数はカウントされながら新しい相談が増えていだけになってしまうので。そこ辺も、今後ちゃんと検討していただければなと感じたところでしたので、答弁はいいです。

○川野調整審査課長 委員の御意見を貴重な御意見として承って、今後の参考にしたいと思います。ありがとうございました。

○坂口委員 今、結構グローバル企業というのが多くて、本県だけで解決できずに中央労働委員会送りというものもあると思うんですけども、今、解決の話が出たもんだから、継続するものについての中央労働委員会、そこらの現状がどうあるのかというのと、その前に、地方労働委員会と中央労働委員会の役割、そういったことについて大まかに説明を、勉強のために。

○川野調整審査課長 中央労働委員会は国の最終的な委員会ということで存在しております、関係といたしましては、地方労働委員会の不当労働行為事件で結果が出たものを不服審査という形で中央労働委員会に投げるということになっており、そこで最終的に決まるという関係になっております。継続的な部分というのはちょっと分かりかねますけれども、そういうふうな関係でございます。

○坂口委員 勉強だから、ちょっと分かりやすく説明してほしいんですけども、ここではも

う解決は無理と思って中央労働委員会へ送ると
いうことが本県でもあってるのかなというのを
一つ知りたいのと、もう一つは、いろんな県を
またいで立地してる企業がありますよね。こう
なると、労働組合問題というのは、宮崎県だけ
で解決できる問題じゃないと思うんです。これ
はもう直接、中央労働委員会に行かざるを得な
いと思うんですが、本県の場合、そういった現
状はどうなのかというのと、その役割分担、
しっかり連携がなされてるのかなと。

その前に、ちょっと勉強のためにそれぞれの
委員会の役割を教えてもらえるという、そう
いう質疑なんです。

○川野調整審査課長 本県の場合ですけれども、
私どもの不当労働行為の事件の裁決が出た後で、
中央委員会へ持ち込んだ継続事件というのは、
最近はございません。

○山内副委員長 県内で働く外国人労働者の方
も増えてると思うんですけれども、外国人労働
者もこちらで相談できるということによろしい
んでしょうか。

○川野調整審査課長 副委員長のおっしゃると
おり、外国人労働者にも門戸を開いております
が、実績としてはまだございません。

○山内副委員長 また今後増えていくかもしれ
ませんので、通訳ですとか、風習とか文化とか
も違ったりすると思いますし、労働委員会の委
員さんの構成などでも、そういった方の権利と
か背景とかにも御配慮いただけるような方もメ
ンバーに加えていただくということも、また今
後、御検討いただけたらと思います。

○川野調整審査課長 確かに副委員長のおっ
しゃるようグローバル社会ですので、今後、
外国人労働者の相談も増えると思っております。

また、言葉の問題もありますので、その場合

は県の国際交流協会のみやぎき外国人サポート
センターと連携をしながらということで考えて
おります。ありがとうございます。

○山内副委員長 ありがとうございます。

○西村委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ないようですので、以上をもち
まして労働委員会事務局を終わります。執行部
の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時20分休憩

午前10時30分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

先般の臨時会におきまして、私ども8名が商
工建設常任委員会委員に選任されたところであ
ります。

私は、このたび委員長に選任されました日向
市選出の西村でございます。一言御挨拶を申し
上げます。

この1年間、長期のコロナ禍で疲弊した本県
経済、また観光分野に少しでも早く立ち直る機
会を与えていけるように、商工観光労働部の皆
様と議論を深めてまいりたいと思います。どう
ぞよろしくお願いいたします。

次に、委員の紹介をいたします。

まず、私の隣が宮崎市選出の山内副委員長で
ございます。

向かって左側になります。児湯郡選出の坂口
委員でございます。

同じく、児湯郡選出の山下委員でございます。
右側になります。都城市選出の二見委員でご
ざいます。

宮崎市選出の重松委員でございます。

都城市選出の来住委員でございます。

なお、本日、宮崎市選出の野崎委員が所用のため欠席をしております。

次に、書記の紹介をいたします。

正書記の木村主任主事でございます。

副書記の山本主任主事でございます。

次に、商工観光労働部長の御挨拶、幹部職員の紹介並びに所管業務の概要説明等をお願いいたします。

○横山商工観光労働部長 商工観光労働部長の横山でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、新型コロナでございますけれども、この4月に入りましての再拡大で依然として高い感染状況が続いており、ウクライナ問題や原油高、円安もございます。そういった関係で、県内経済にも大きな影響を及ぼしております。

商工観光労働部といたしましては、感染防止対策と経済対策の両立という非常に難しい微妙なバランスの中ではございますけれども、県議会の皆様にもいろいろと御相談をさせていただきながら、県内経済の再始動・活性化に向けて努力をしておりますので、どうぞ御指導のほど、よろしくお願ひいたします。

それでは、座って説明をさせていただきます。

常任委員会資料の1ページを御覧ください。

初めに、幹部職員の紹介をさせていただきます。

まず、次長の米良勝也でございます。

企業立地推進局長の平山文春でございます。

観光経済交流局長の山下栄次です。

商工政策課長の高橋智彦です。

経営金融支援室長の島田浩二です。

企業振興課長の佐々木史郎です。

食品・メディカル産業推進室長の阿萬慎治です。

雇用労働政策課長の児玉珠美です。

企業立地課長の松浦好子です。

観光推進課長の海野由憲です。

スポーツランド推進室長的那須隆輝です。

オールみやざき営業課長の吉田秀樹です。

工業技術センター所長の大衛正直です。

食品開発センター所長の平川良子です。

県立産業技術専門校長の有村隆です。

以上でございます。

2ページをお開きください。

商工観光労働部の執行体制についてでございます。

本庁は2局6課3室、出先機関が4機関の体制となっております。

3ページを御覧ください。

令和4年度商工観光労働部当初予算の各課ごとの内訳でございます。

一般会計と特別会計を合わせました全体の予算額は、表の一番下の欄になりますが、567億4,183万3,000円となり、対前年度比では8.6%、44億9,587万1,000円の増でございます。

増額の主な要因は、特別会計の商工政策課経営金融支援室の中小企業高度化資金で約40億円の増加があったためでございます。

次に、4ページを御覧ください。

4ページから6ページにつきましては、令和4年度の県の重点施策に沿いまして、新規・改善事業を中心に体系的に整理をしたものでございます。この体系表は、令和3年度1月補正予算、2月補正予算、そして令和4年度当初予算により構成をされております。課室名の右側に「コロナ」と表記のあるものが新型コロナ関連の事業となっております。

7ページを御覧ください。

7ページから9ページにつきましては、県総

合計画アクションプランの体系に沿った事業体系を整理しております。

続きまして、10ページをお願いいたします。

こちらには、商工観光労働部におけます新型コロナウイルス対策関連の主な施策を整理しております。

当部ではこれまで、事業継続と雇用維持のためのセーフティーネットづくりとして、事業者の事業継続のための支援金の支給や貸付けに対する利子補給、コロナの影響による離職者を採用した企業に対する支援金などを、コロナ下の経済活動を支える安全・安心の環境整備として、宿泊事業者による感染拡大防止策等の支援や外国人技能実習生等の出入国時の感染症対策等を、また経済活動再開後の需要回復対策として、市町村と連携した消費喚起ですとか観光プロモーション、宿泊割引キャンペーンなどを、経済の再生と成長につなげる取組の支援として、インターネット販売に参入する事業者支援や中小企業、ものづくり企業等に対する支援などを実施してきたところでございます。

令和3年度1月補正、2月補正及び令和4年度当初予算におきましては、新型コロナウイルスの状況を見極めながらも、コロナ禍からの本格的な経済回復やコロナによって生じた社会経済活動の変化に対応した新たな成長につなげるための施策に、より力点を置いた事業を計上しているところでございます。

これらによりまして、令和4年度におけるコロナ対策関連の主な予算額は、繰越し分を含めまして、表の一番下に記載しておりますが、全体で約123.7億円となっております。

なお、個別の事業につきましては、主なものについて、別冊にてお配りしておりますので、後ほど御覧いただければと存じます。

私からは以上でございます。

○阿萬食品・メディカル産業推進室長 常任委員会資料の11ページをお開きください。

東九州メディカルバレー構想特区計画について御説明いたします。

初めに、1の東九州メディカルバレー構想についてですが、本県及び大分県には血液や血管に関連する医療機器産業が集積しておりますことから、産学官が連携を深め、医療機器産業の一層の集積やその集積を生かした地域活性化、さらには医療の分野でアジアに貢献する地域を目指していくため、平成22年に本県及び大分県の両県で東九州メディカルバレー構想を策定し、取組を行ってきたところであります。

次に、2の構想策定後のこれまでの取組実績についてです。

(1)の医療関連機器産業参入企業への支援であります。医療関連機器産業への参入促進や取組拡大を推進するために設立した宮崎県医療機器産業研究会の会員企業は、セミナー開催や展示会出展といった取組により105社に増えるとともに、医療機器製造業に12社、医療機器製造販売業に3社の計15社が新規参入されております。

次に、(2)の医療関連機器研究開発補助等による支援ですが、宮崎大学医学部に開設した寄附講座では、右の写真にありますように、動物を使った血液浄化装置の性能評価を行うモデルを構築するなど研究開発や臨床研究が進められております。また、医療関連機器開発補助やコーディネーター等が支援してきた研究開発案件は42件となっております。

さらに、(3)の医療機器の海外展開に向けた人材育成支援ですが、JICA事業や宮崎大学医学部・九州保健福祉大学のネットワークを活用して、医療技術や医療機器の海外展開の取組

が進展し、タイにおいては日本の臨床工学技士に類似した生体工学士認証制度の確立にも貢献したところです。

次に、3の東九州メディカルバレー構想特区についてであります。

本県と大分県の両県では、東九州メディカルバレー構想に基づいた取組を一層推進するため、平成24年度に国から地域活性化総合特区計画の認定を受けたところであり、その第2期計画の終期が今年3月末であり、引き続き構想の推進を図っていくため両県で新たな計画を策定し、今年度から令和8年度までの計画として再度認定を受けたところであり、さきに説明いたしました、これまでの取組実績が認められたものと考えております。

次に、4の新たな特区計画の概要であります。両県の連携を一層深め、感染症対策やデジタルによる変革といった産業構造の転換や社会情勢の変化に対応した医療関連機器の開発を推し進めていくこととしており、下の表に記載のとおり、(1)の研究開発プロジェクト数30件、(2)の医療関連機器の市場化件数25件など8項目の評価指標及び目標を掲げております。

なお、目標の値は両県合わせての数値となっております。本県分はおおむねこの半数となっております。

今後とも両県の産学官が連携し、国・県の事業を効果的に組み合わせて取り組むことによりまして、医療関連機器産業の一層の振興に努めてまいります。

説明は以上でございます。

○西村委員長 執行部の説明が終わりました。質疑はございませんか。

○来住委員 別冊資料の屋外型トレーニングセンター整備事業について、確認だけさせていた

だきたいと思うんです。

まず、用地を借地されるわけですが、借地契約は当然結ばれていると思うんですが、何年間の契約になっているんでしょうか。

○那須スポーツランド推進室長 無償で借受けをしているんですけれども、地上権の設定期間については上物の施設がある期間ということで、特に何年間という形にはなっておりません。

○来住委員 フェニックスリゾート社との契約については、いわゆる借地に関わる契約、そのほかにも何か契約を結んでるんでしょうか。

○那須スポーツランド推進室長 3月16日に地上権の設定契約を結んでおります。その中で、地上権の存続期間は、契約の締結日から本件施設の稼働終了までということで設定しております。

○来住委員 委員長にお願いしたいんですが、今の契約書について、ぜひ提出を求めたいと思うんです。別に今日じゃなくても結構です。

それから、オープンは来年になるんですが、完成後の具体的な、例えば収支計画。この施設が一年中利用されるということはまず考えられないですし、もちろん、まだ正式に決まったわけじゃないけれども、年間どの程度の利用があって、どのくらいの利用料が入ってくるのか、コストがどのくらいかかるのか、皆さんの中では当然計画されていると思うんです。その計画案というのはあるんでしょうか。

○那須スポーツランド推進室長 今現在、まだ詳細なものというのは御提示できる状況にはありませんけれども、もちろん今後、6月議会等で指定管理者の募集の要件、内容等について、御説明差し上げたいと思っております。

それから、公の施設の条例等にも位置づける必要もありますし、指定管理者の募集に当たる

中で、やはり当然、概算でしっかり見積もって
いかなければいけないところだと思っております
ので、お示しできる時期になりましたら、し
かるべき時期にしっかりと御説明差し上げたい
と思っております。

○来住委員 今、公表できないんでしょうか。

○那須スポーツランド推進室長 今現在、詳細
な数値的なものというのは特に持ち合わせてお
りません。

○来住委員 意見として述べておきますけれど
も、しかしそれはおかしな話だと思います。県
議会にその予算を通させておいて、それが具体
的に来年度からどのような状況になるのかも
全く知らせないで、ただ決議だけを事実上求
めるというのは、やり方としてはどうなのかな
と思います。

もう一つ聞きますけれども、これは民地です
よね。公共施設を設置する場合、本来は土地を
購入するのが原則だと僕は思います。人の土地
の上に公共物を建てる、造るということは普通
あり得ないと思っているんですけれども、現実
にこうやって民地に県の公共物を設置している
事例というのは今まであるんでしょうか。あれ
ば教えていただきたい。

○那須スポーツランド推進室長 すみません。
そういった事例については、今現在、把握はし
ておりません。

ただ、地上権を設定するに当たって、民地で
すけれども、固定資産税の減免でありますとか
そういったところの対応というのは、宮崎市の
ほうでなされているところでもあります。

○西村委員長 所管外かもしれません。

○来住委員 だと思います。分からないと思
います。また次の機会にしたいと思うんですけ
れども、実際にフェニックスリゾート社が倒産す

るということが起こったときにどういう状態に
なるのかなと思います。僕は、そういう意味で
も、公共物を建てたり設置するときに、まずそ
の土地を確保するというのが行政としては当然
の仕事だと思うんです。今日ここで議論するこ
とはありませんけれども。

ただ、部長にお願いしておきたいと思うん
ですが、商工観光労働部として、民地に県の施設
を設置しているというものがあるのかどうか、
これは総務部のお仕事かもしれませんけれども、
そこ辺を確認しておきたいと思います。

○横山商工観光労働部長 その点につきまして、
これまで検討はしてきております。少し整理を
させていただきまして、改めて御説明させてい
ただきたいと思います。

○坂口委員 所管もあるでしょうから、詳しい
ところ、過去の事例なんかも裏をちゃんと取っ
てからやらないといかんけれども、民有地に公
共物というのは、あり得ると思うんです。ただ、
その際は、さっき指摘があったように倒産とか
いろんなことがあるから、まず、そこに担保権
が設定されていないというのがやっぱり最優先
にすべき条件。担保権が設定されていなければ、
地上権もろもろの契約内容で、その投資の健全
性というか、所有権があくまでも県にあるとい
うことは担保されると思うんです。そのこのと
ころは商工観光労働部で把握できていると思う
んですけれども、どうなっているんですか。

○那須スポーツランド推進室長 抵当権等につ
いては特にございません。先ほど、地上権を設
定する契約書は取り交わしておりますとお話し
させていただきましたけれども、その際に地上
権設定の登記も実際に行っておりますして、登記
設定後になりますけれども、こちらのほうは、
万が一、施設の稼働期間中に土地の所有者が移

転した場合であっても、登記をしているということをもって第三者にしっかり対応することができるのではないかと考えております。

○坂口委員 担保権は設定されておられませんと言うけれども、それはちょっとおかしいと思うんです。林野庁から100億円以上の土地を借入金で購入したんですよね。だから、担保権は必ず設定されていると思うんです。

融資機関の担保権が何を根拠に除外されたのかは分かりませんが、免税なり減税なりあるいは購入費なりそういったもので、金融機関が法律の範囲内で担保権を除外しましたという手続がなされていなかったら、担保権が設定されていないということは県として確認していただかないと。今度は融資をした金融機関がそういったことを不履行だということで、そこの問題まで行ってしまうから。それは、設定されてますというんじゃないで、除外しましたということがないと今の答弁はちょっと信用できないです。

○那須スポーツランド推進室長 抵当権自体は、今、確認をしたところですけれども、確かに設定されております。申し訳ありません。

ただ、地上権のほうは、確実にこちらのほうでしっかりと設定をさせていただいております。

○坂口委員 抵当権があったら、その後から地上権を結んでも、その優先順位はその次になっちゃうんですよ。だから、根抵当から全く外しとかないと。それは問題ですよ。今からでもしっかり誠意を持って先方と話して、そこを更地にすることです。

返済に当たっては、まず税金とか公的なお金が最優先されて、その次は担保権を設定した順序によって、優先的に処分していくことになりますから。そこは大切ですよ。もし設定されているんだったら、今からでもそれを金融機関も

含めて除外することです。白地にすることです。

○那須スポーツランド推進室長 再度、確認をしっかりと、整理をさせていただきます。

○西村委員長 先ほど、来住委員より資料要求がありました件についてお諮りします。資料は、全委員への提供ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、用意出来次第、各議員へ配布をお願いします。

○来住委員 僕の記憶では、あの土地には抵当権は設定されてないと思います。僕は登記簿謄本を全部取りましたが、その中では外されてたと思います。それが外されていないとなったら、大変なことだと思うんですけども。

○那須スポーツランド推進室長 申し訳ありません。今、登記の内容を詳細に確認させていただいてるんですけども、最終で平成21年の3月に抵当権抹消となっております。その後、令和4年の3月に今回の地上権の設定という形になっているところです。

再度、確認はさせていただこうと思います。

○横山商工観光労働部長 御指摘いただいている部分につきまして、これまでの検討の中で確認はしてきているつもりでございますけれども、改めて確認をいたしまして、御説明をさせていただきたいと思います。

○山下委員 先ほど来住委員が言われたように、こういう事業をするわけだから、事業計画書は必ずできてははずなのよ。それも併せて提出をお願いしたいと思います。

○那須スポーツランド推進室長 どの程度のもので出せるのかというのはありますけれども、今現在、ある程度の形で対応できるものは提出したいと思います。

○西村委員長 分かりました。それでは、ただいま山下委員より資料要求がありました件につきまして、資料は全委員への提供ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 今、要求のありました資料は、いつ頃御用意できますか。

○那須スポーツランド推進室長 再度確認して、御連絡を差し上げたいと思います。

○西村委員長 分かりました。
ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、以上をもちまして商工観光労働部を終わります。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時59分休憩

午前11時10分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

先般の臨時会におきまして、私ども8名が商工建設常任委員会の委員に選任されたところがあります。

私は、このたび委員長に選任されました日向市選出の西村でございます。一言御挨拶申し上げます。

県土整備部の皆様と1年間、様々な議論を尽くして、県勢発展、そして県土整備事業の拡大にしっかりと取り組んでまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

次に、委員の皆様を紹介します。

まず、私の隣が宮崎市選出の山内副委員長でございます。

左側になります。児湯郡選出の坂口委員でございます。

同じく、児湯郡選出の山下委員でございます。右側になります。都城市選出の二見委員でございます。

宮崎市選出の重松委員でございます。

都城市選出の来住委員でございます。

なお、本日、宮崎市選出の野崎委員が所用のため欠席をしております。

次に、書記の紹介をいたします。

正書記の木村主任主事でございます。

副書記の山本主任主事でございます。

次に、県土整備部長の御挨拶、幹部職員の紹介並びに所管業務の概要説明等をお願いいたします。

○西田県土整備部長 県土整備部長の西田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

私どもが所管しております業務は、県民の安全で安心な暮らしを確保するため、防災・減災対策を行いますとともに、宮崎県の豊かな未来を見据え、社会資本の整備をはじめとする県勢発展の基盤となる県土づくりを進めることとなります。

職員一丸となりまして、県土の強靱化など県土整備行政の推進に取り組んでまいりますので、委員の皆様方におかれましては御指導、御支援のほど、どうぞよろしく願いいたします。

説明の前にお礼を申し上げます。

先月25日、国土交通省より、日向市細島港の細島港工業港地区複合一貫輸送ターミナル事業及び国道503号飯干バイパスの整備に関しまして、新規事業化の公表がなされたところであります。これまで御尽力をいただきました県議会の皆様に心よりお礼を申し上げます。

今後とも、交通インフラをはじめ、社会資本整備の充実・強化に全力で取り組んでまいりますので、引き続き議員の皆様のお指導、御協力

をよろしくお願い申し上げます。

これより先は、座って説明をさせていただきます。

それでは、委員会資料によりまして御説明いたします。

初めに、幹部職員の紹介をさせていただきます。

お手元にお配りしております委員会資料の1ページを御覧ください。

まず、総括次長の日高でございます。

道路・河川・港湾担当次長の原口でございます。

都市計画・建築担当次長の境でございます。

高速道対策局長の廣松でございます。

管理課長の井上でございます。

用地対策課長の鍋島でございます。

技術企画課長の中原でございます。

工事検査課長の斉藤でございます。

道路建設課長の加行でございます。

道路保全課長の東でございます。

次に、2ページを御覧ください。

河川課長の山浦でございます。

ダム対策監の山田でございます。

砂防課長の行田でございます。

港湾課長の松山でございます。

空港・ポートセールス対策監の岩切でございます。

都市計画課長の黒木でございます。

美しい宮崎づくり推進室長の迫でございます。

建築住宅課長の巢山でございます。

次に、3ページを御覧ください。

営繕課長の金子でございます。

設備室長の中武でございます。

高速道対策局次長の伊福でございます。

なお、出先機関の幹部職員等につきましては

資料にて御覧ください。

以上で幹部職員の紹介を終わります。

次に、県土整備部の所管業務等につきまして御説明いたします。

まず、組織についてであります。委員会資料5ページの県土整備部行政組織表を御覧ください。

本庁が1局12課2課内室、出先機関が14事務所の体制で県土整備行政の推進に取り組んでまいります。

昨年度からの変更箇所を申し上げますと、組織表の出先機関の4段目に記載しております都城土木事務所の道路課に設置しておりました陸上競技場整備担当を、山之口運動公園造成工事がほぼ完了したことにより廃止しております。

なお、県土整備部各課・局の分掌事務につきましては、資料の6ページから8ページにかかまして記載しております。こちらにつきましては、後ほど御覧いただきたいと存じます。

次に、県土整備部の令和4年度当初予算について御説明いたします。

資料の9ページをお開きください。

令和4年度県土整備部当初予算一覧でございます。

令和4年度当初予算額は、下から5行目の一般会計が731億円余、下から2行目の特別会計が17億円余、一番下の部予算合計で748億円余となりまして、令和3年度当初予算と比較しますと約1.9%の増であります。

続きまして、資料の15ページをお開きください。

当初予算に係る事業について県土整備部の主な事業を、宮崎県総合計画アクションプランにおけるプログラム別に整理したものでございます。

また、資料の17ページ以降に、令和4年度の主な事業につきまして、未来へつなぐ建設産業担い手確保・育成支援事業などの概要を添付しておりますので、後ほど御覧いただきたいと存じます。

最後に、その他報告事項でございますが、油津港港湾計画の一部変更について、担当課長から説明させます。

私からは以上であります。

○松山港湾課長 委員会資料の24ページをお開きください。

油津港港湾計画の一部変更について、御報告させていただきます。

1の計画の目的・背景であります。

重要港湾油津港の港湾計画につきましては、まず昭和30年に計画を策定しており、以降3回の計画改訂を経て現在に至っております。これまでの間、県南地域の物流拠点としての役割を果たすため、港湾施設の拡充に取り組んできたところです。

今回の一部変更は、現在、油津港に就航しているRORO船やチップ船の大型化に対応するため、東地区公共埠頭の岸壁計画等の変更を行うものであります。

ここで、RORO船とは、米印にありますように、貨物を積んだトレーラーの荷台部やトラックを運ぶ船のことになります。

参考に記載していますが、港湾計画とは港湾法に基づく法定計画で、港湾の開発、利用及び保全に関する事項を定めるものであり、油津港のほか、細島港、宮崎港の本県の重要港湾3港におきまして、10年から15年先を目標年次として港湾施設の規模や配置等を定めております。

この港湾計画は、社会的な情勢の変化等により計画内容を変更できることとなっております、今

回、船舶の大型化に対応するため一部変更を行うものであります。

次に、2の主な変更内容であります。右側、25ページの別添の資料を御覧ください。

資料上段に油津港全体を表す航空写真を付けており、赤丸で囲っております箇所が今回の一部変更の対象箇所になります。

中段以下の図面においては、既定計画と変更計画を対比するように示しており、図面左側から、①の第9岸壁については、延長を55メートル延伸し240メートルに、隣の②の第10岸壁は延長を20メートル延伸し260メートルに、さらに③の第11岸壁は、①、②の岸壁延長により岸壁の必要延長の確保が困難なことから、施設の構造を岸壁から護岸に変更しております。また、水域施設の変更として、④の航路・泊地を0.4ヘクタール増やして1.4ヘクタールとしており、これも船舶の大型化に対応するものであります。

以上が今回の変更計画の内容になります。

左側、24ページに戻っていただきまして、3の港湾計画変更の手続きであります。

今年の2月と3月にそれぞれ県及び国の審議会に諮問し、原案どおりの答申をいただいたところであり、あさっての4月28日に公示する予定であります。

最後に、4のその他であります。

今回の計画変更は、船舶の大型化に対応するため必要性の高いものと考えておりますことから、国に対し、今回の計画変更により延伸する75メートル部分の岸壁整備について、早期事業化に向け要望活動に取り組んでまいります。

説明は以上であります。

○西村委員長 執行部の説明が終わりました。質疑はございませんか。

○二見委員 今回の人事異動の一覧を拝見して、

新任の方がかなり多いなということと、課の中で全員入れ替わってるということも結構見受けられるように感じるんですが、人事というのはこんなに結構動くものなんですか。皆さん、それぞれの経歴もあって、心配しているわけじゃないんですが、やはり新年度が始まったときに過去の経緯なりをちゃんと理解してる方がいないというのはちょっと心もとないような気もするんですけども。もちろん、この下にはまたたくさんの職員の方もいらっしゃるから、そこから辺を含めて体制は組まれてると思うんですが。

○井上管理課長 今、委員から御指摘のありましたとおり、新任が非常に多い状況でございますけれども、県土整備部の場合におきましては、比較的、こういった年度間の引継ぎとかも踏まえて、例えば課長補佐だった者が課長で戻るとかそういった形で、あるいは課の組織でいいますと、課長補佐、担当リーダー、担当者、そのあたりも含めて、人事異動によって不具合が生じないように工夫をしながら人事を考えていってるといった実態でございます。

○山下委員 油津港港湾計画の一部変更について、最後に要望活動に努めますという報告がありました。予算はこれからということですか。

○松山港湾課長 3月までに港湾計画の一部変更を終えましたので、予算につきましては、来年度以降、要求する予定にしております。

○山下委員 この変更を国が認めれば、予算はついてくるという考え方でよろしいんですか。

○松山港湾課長 計画の変更と事業化というのはまたちょっと違まして、新規事業化に当たりますと、新たに資料を作成して要望していくこととなります。

○西村委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、以上をもちまして県土整備部を終わります。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時26分休憩

午前11時28分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

4月18日に行われました委員長会議の内容について御報告いたします。

委員長会議におきましては、お手元に配付の委員長会議確認事項のとおり、委員会運営にあたっての留意事項等を確認いたしました。

時間の都合もありますので、主な事項についてのみ説明をいたします。

まず、1ページをお開きください。

(5) 閉会中の常任委員会についてであります。

定例会と定例会の間に原則として1回以上開催し、また、必要がある場合には、適宜委員会を開催するという内容でございます。

次に、2ページをお開きください。

(7) の執行部への資料要求につきましては、委員から要求があった場合、委員長が諮った後、委員長から要求するという内容でございます。

(8) 常任委員会報告の修正申入れ及び署名についてであります。

本会議で報告する委員長報告について、委員会でその内容を委員長一任と決定した場合、各委員が修正等の申入れを行う場合は委員長へ直接行うこと。報告の署名は委員長のみが行うこととするものであります。

(9) マスコミ取材についてであります。

取材は原則として、採決等委員協議を含めて記者席で行わせるという内容でありまして、委

員会は採決等も含め、原則公開となっております。

次に、3ページをお開きください。

(12)の調査等につきましては、県内調査、県外調査、国等への陳情と分かれております。

アの県内調査についてであります。4点ございます。

1点目は、県民との意見交換を活発に行うため、常任委員会の県内調査において、県民との意見交換を積極的に行うというものです。

2点目は、調査中の陳情・要望等については、委員会は内部審査機関であり、対外的な権限を持つものではないため、後日回答する旨等の約束はしないということにあります。

3点目は、委員会による調査でありますので、単独行動による発着は、できる限り避けるというものであります。

4点目ではありますが、調査先は原則として県内の状況把握を目的に選定されるものですが、県内での調査先の選定が困難であり、かつ、県政の重要課題に関して特に必要がある場合は、日程及び予算の範囲内で隣県を調査できるというものであります。

4ページをお開きください。

(15)の委員会室におけるパソコン等の使用についてですが、詳細は10ページにありますので、後ほど御確認いただきたいと思っております。

その他の事項につきましても目を通していただきたいと思っております。

皆様には、確認事項等に基づき、委員会の運営が円滑に進むよう御協力をお願いいたします。

確認事項等について、何か御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 次に、今年度の委員会調査など、

活動計画案については、お手元に配付の資料のとおりであります。活動計画(案)にありますとおり、県内調査を5月、県外調査を10月に実施する予定であります。

初めに県内調査であります。県南調査、県北調査それぞれの行程案を事前に作成しましたので、御覧ください。

また、お手元に資料として、過去5年分の商工建設常任委員会の調査実施状況と県内調査調査先候補の概要を配布しておりますので、併せて御覧ください。

新型コロナの感染状況等を踏まえ、行程の変更や延期、場合によっては中止も考えられるところですが、県内調査及び県外調査につきまして、委員の皆様様の御意見を伺いたいと思っております。

暫時休憩いたします。

午前11時32分休憩

午前11時35分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

それでは、県内調査及び県外調査の日程、調査先につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 何もないようでしたら、本日の委員会を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、以上をもちまして本日の委員会を閉会いたします。

午前11時35分閉会

署 名

商工建設常任委員会委員長 西 村 賢

